

特定毒物研究者 新規申請

特定毒物を学術研究のため、製造、輸入、使用しようとする者は、特定毒物研究者の許可が必要です。

| | |
|--|---|
| 申請書 | 別記第6号様式（毒物及び劇物取締法施行規則第4条の6関係） |
| 提出時期・部数 | 事前、1部 |
| 手数料 | なし |
| 添付書類 | |
| ①履歴書 | <p>学歴、職歴は明確に区分し記載してください。 学歴欄は、最終卒業学校（〇〇大学◇◇学部卒業）のみの記載で可。 職歴は、学校卒業後申請に至るまで従事した職業を空白期間がないよう記載してください。</p> |
| ②貯蔵設備の概要図 | <p>貯蔵、陳列設備の立体図を書き、下記の項目を図示してください。（写真に寸法等を書き入れたものでも可。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦、横、高さの寸法 ・施錠設備の位置 ・「医薬用外毒物」の表示の位置 <div style="text-align: center;"> <p><記載例></p> </div> |
| ③研究所の平面図 | 研究施設全体を記載し、出入口、通路、設備の配置、毒物劇物貯蔵設備の位置等も記載してください。 |
| ④周辺見取り図 | 最寄りの地図（インターネット印刷したものでも結構です） |
| ⑤診断書 | 毒物及び劇物取締法第8条第2項第2号又は第3号に該当するかどうかに関する医師の診断書 |
| ⑥資格を確認する書類 ※写しを提出する場合は、 原本照合を行いますので、 原本を持参してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定毒物を研究に使用する場合 大学で薬学、医学、化学等の学科修了者の場合 卒業証書の写し、卒業証明書、履修証明書、免許証の写し等 ・特定毒物を分析研究の標準品としてのみ使用する場合又は 農業関係で比較的高度な化学的知識を必要としない場合 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類 毒物劇物取扱責任者試験合格証の写し、薬剤師免許証の写し、卒業証書の写し、卒業証明書、履修証明書等 |
| ⑦使用関係証書 等 | 使用関係証書、社員証明書又は研究従事している旨の所属長の証明（辞令）等 |

| | |
|----------|---|
| 申請時の注意事項 | <ul style="list-style-type: none">・「特定毒物を必要とする研究事項」については詳細に記載してください。記載欄に全てを記載できないときは、別紙を添付してください。・農業試験場等における研究の場合、農業関係の特定毒物の効力、有害性又は残効性等の研究のみを行い、これ以外の特定毒物の研究は行わないことを、特定毒物研究者許可申請書の記載事項中「特定毒物を必要とする研究事項」に記載してください。・水質汚濁防止法等に基づく分析研究の場合、分析研究を実施するための標準品としてのみ使用し、それ以外の用途には用いないことを、特定毒物研究者許可申請書の記載事項中「特定毒物を必要とする研究事項」に記載してください。・診断書は、発行日から3ヶ月以内のものが有効です。・保健所の受付印が必要な場合は写しを別途準備してください。・申請届出様式は、熊本市ホームページからダウンロードできます。http://www.city.kumamoto.jp/ 熊本市ホームページ>申請書ダウンロード>絞り込み検索 (「特定毒物研究者」を入力) |
|----------|---|